

民間住宅省エネ改修推進事業費補助金

質問集

注意：各改修工事ごとに条件が異なる可能性がありますので、不明な点は建築住宅課へ確認の上で、申請をお願いいたします。

目次

1. 制度に関すること	2
1.1 他の補助金等と併用することはできますか	2
1.2 住宅の所有者以外でも補助を受けることができますか	2
1.3 区分所有者は補助対象者となりますか	2
1.4 管理組合が複数住戸をまとめて申請することはできますか	2
1.5 工事請負契約をせずに所有者自らが行う（D I Y）改修は対象になるか	2
1.6 併用住宅は補助対象となりますか	3
1.7 新築や建替えは補助の対象となりますか	3
1.8 交付申請はいつまでにすればよいですか	3
1.9 省エネ改修工事が年度をまたぐ場合には補助金を受けられますか	3
1.10 BELS などの第三者評価はいつまでに取得する必要がありますか	3
1.11 診断、設計・改修を行う事業者の所在地に制限はありますか	3
1.12 設計と改修工事を分けて申請することはできますか	3
1.13 省エネ改修を行うにあたっては診断又は設計を必ず行う必要がありますか	3
1.14 補助を受けて改修を行った住宅を再度改修する場合にも補助を受けられますか	3
1.15 改修を行う住宅の耐震性について	4
2. 補助対象工事等について	5
2.1 対象経費について	5
2.2 設備の効率化に係る工事のみでも補助対象となりますか	5
2.3 既設設備の更新も補助対象となるか	5
2.4 既に省エネ基準に適合している住宅は補助対象となりますか	5
2.5 増築にあたって既存部分の診断、設計・改修を行う場合は補助対象となりますか	6
3. 改修について	7
3.1 部分改修における複数の開口部とは	7
3.2 部分改修を行う場合の省エネ基準仕様、ZEH 水準仕様とは	7
3.2.1 省エネ基準仕様	7
3.2.2 ZEH 水準仕様	7
3.3 仕様基準に適合する建材・設備とはどのようなものですか	7

1. 制度に関すること

1.1 他の補助金等と併用することはできますか

耐震改修の補助金等との併用は可能です。

以下に例示するような国や県等から交付される省エネ改修等に係る補助を併用する場合は、当該補助制度が対象とする部分に係る経費を対象経費から除くことで制度を併用することは可能です。

- ・住宅省エネ2024キャンペーン（国）
「こどもエコすまい支援事業」、「先進的窓リノベ事業」、「給湯省エネ事業」
- ・既存住宅における断熱リフォーム支援事業（国）
- ・住宅エコリフォーム推進事業（国）
- ・愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金（県）

1.2 住宅の所有者以外でも補助を受けることができますか

個人、法人等は問いませんが、省エネ設計・改修を実施する住宅の所有者（共同住宅の区分所有者を含む。）又は共同住宅の管理組合※が補助対象者となります。ただし、公的機関の所有する住宅は対象となりません。

※ 管理組合：区分所有法第3条若しくは第65条に規定する団体又は同法第47条第1項（同法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人

1.3 区分所有者は補助対象者となりますか

区分所有者も補助対象となります。ただし、一般的に共同住宅の玄関ドアや窓などは共用部に当たるため、改修工事を行う場合には管理組合の承諾が必要になります。共用部の取扱いは共同住宅ごとに異なりますので、規約等を確認してください。

1.4 管理組合が複数住戸をまとめて申請することはできますか

管理組合が申請する場合、一申請で複数住戸について申請することが可能です。その場合、各住戸の内訳が分かる書類の添付が必要です。なお、管理組合が申請を行う場合には、区分所有法第39条第1項に規定する集会決議のうち、管理組合として補助申請することを決議したときの議事録や議決書の写しの添付が必要になります。

1.5 工事請負契約をせずに所有者自らが行う（DIY）改修は対象になるか

DIYで行うものは補助対象になりません。

1.6 併用住宅は補助対象となりますか

店舗等の用途を兼ねるものについては、店舗等の住宅以外の用途に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満の場合に限り、住宅部分について実施する省エネ改修・設計は補助の対象となります。

1.7 新築や建替えは補助の対象となりますか

新築や建替えは対象となりません。既存住宅の改修のみが補助対象です。

1.8 交付申請はいつまでにすればよいですか

補助を受ける場合には省エネ設計・改修の契約又は着手の前に交付申請をしていただき、交付決定通知を受ける必要があります。

1.9 省エネ改修工事が年度をまたぐ場合には補助金を受けられますか

年度をまたぐ場合には補助対象となりません。

1.10 BELSなどの第三者評価はいつまでに取得する必要がありますか

遅くとも完了実績報告までに取得する必要があります。

1.11 設計・改修を行う事業者の所在地に制限はありますか

事業者の所在地に制限はありません。

1.12 設計と改修工事を分けて申請することはできますか

設計と改修は分けて申請することができませんので、どちらについても補助金を受けたい場合には、交付申請は合わせて行っていただく必要があります。

1.13 省エネ改修を行うにあたっては省エネ設計を必ず行う必要がありますか

省エネ改修を実施するにあたり、省エネ設計の実施は必須ではありません。ただし、省エネ効果・快適性向上のためにも例えばBELSを取得するなど、定量的な省エネ性能の把握に基づいて改修されることが望ましいです。

1.14 補助を受けて改修を行った住宅を再度改修する場合にも補助を受けられますか

全体改修か部分改修かに関わらず、補助対象となるのは省エネ設計・改修について1住戸あたり1回までです。

例：省エネ基準を満たす改修工事について本補助を受けて実施した場合、新たにZEH水準を

満たす改修工事を実施した場合には補助金の申請はできません。

1.15 改修を行う住宅の耐震性について

対象となる住宅は、以下のいずれかの要件を満たしている必要があります。

- ・ 昭和 56 年 6 月 1 日以降に着工した建築物
- ・ 既に地震に対する安全性に係る建築基準法又は建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定に適合することが証明されているもの
- ・ 省エネ改修と併せて耐震改修を行うことが確認できるもの

また、全体改修により、階数が 2 以下かつ床面積の合計が 500 m²以下の木造の ZEH 水準の住宅を整備する場合は、以下の①～④のいずれかに該当する場合に限り、補助対象となります。

- ① 構造計算により構造安全性が確認できるもの
- ② 「木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準（案）」（以下、「壁量等基準（案）」という。下記ページ参照。）又は国土交通省において、壁量等基準（案）を原案として必要な手続を経た上で確定し、公布された基準（以下「公布後の壁量等の基準」という。）に適合するもの（ただし、柱の小径に関する規定を除く。）

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001519525.pdf>

- ③ 住宅性能表示における耐震等級 3 に適合するもの
- ④ 住宅性能表示における耐震等級 2 に適合し、かつ以下の（1）及び（2）について理解していることについて、交付申請時に書面を提出するもの
 - （1）公布後の壁量等の基準は、令和 7 年 4 月以降に建築される ZEH 水準の当該規模の木造建築物が満たすべき基準となること
 - （2）耐震等級において等級 2 を満たす住宅が、前号の見直しにより、見直し後の壁量等の基準を満たさなくなる可能性があること

なお、床面積 300 m²超の建築物については、建築基準法等の改正により、令和 7 年 4 月以降、構造計算により構造安全性を確かめることとなるため、①以外の場合には、建築主又は買主に対して、改正後の基準を満たさなくなる可能性があることについて説明を行った上で同意を得ることが望ましいです。

2. 補助対象工事等について

2.1 対象経費について

補助金の算定対象となる省エネ設計・改修費用については以下の考え方にに基づき、算定していきます。

省エネ設計とは省エネ基準又は ZEH 水準の省エネ性能を確保するための改修を目的とした設計のことを言い、省エネ改修とは省エネ基準又は ZEH 水準の省エネ性能を確保するための開口部、躯体等の断熱化に係る工事及び設備の効率化に係る工事等のことを言い、以下に例示する費用等が該当します。

- ・ 省エネ改修を行うために必要な調査・設計・計画に係る費用
- ・ 省エネ改修によって得られる省エネ効果の概略計算
- ・ 改修設計内容について BELS の評価・認証を受けるために必要な費用
- ・ 住宅の省エネルギー性能を向上させる開口部や躯体等の断熱化に係る改修工事及び設備の効率化に係る工事

また、全体改修を実施して ZEH 水準にしようとした際に、重量化に伴い必要な構造補強工事を行う場合は、改修後に以下のいずれかの基準に適合させるための工事は補助対象となります。

- ・ 「木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準（案）の概要」（下記ページ参照）に適合すること
(https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000166.html)
- ・ 住宅性能表示における耐震等級 3 に適合すること
- ・ 構造計算により構造安全性が確認できること

2.2 設備の効率化に係る工事のみでも補助対象となりますか

設備の効率化に係る工事のみでは補助対象とはなりません。

2.3 既設設備の更新も補助対象となるか

改修後の設備が省エネ基準仕様又は ZEH 水準仕様を満たす場合には対象となります。ただし、既設の仕様基準を満たしている設備を同基準の設備に更新する場合には対象とはなりません。

2.4 既に省エネ基準に適合している住宅は補助対象となりますか

省エネ基準に適合している既存住宅を ZEH 水準へ改修する場合は補助対象となります。既に

ZEH水準を満たしている住宅の省エネ性能をさらに向上させるものは補助の対象とはなりません。

2.5 増築にあたって既存部分の、設計・改修を行う場合は補助対象となりますか

既存住宅の設計・改修に係るもののみが補助対象となります。例えば、増築部分との接続部等における開口部の改修等は含むことができません。

3. 改修について

3.1 部分改修における複数の開口部とは

複数の開口部は任意の位置を対象としたもので構いません。

居間等の滞在時間の長い主要な室や、省エネ性能の低い開口部を対象としていただくなど、省エネ効果の向上のために適切な位置となるように努めていただくことが望ましいです。

3.2 部分改修を行う場合の省エネ基準仕様、ZEH 水準仕様とは

3.2.1 省エネ基準仕様

「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱損失の防止に関する基準及び1次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）」の「1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」

3.2.2 ZEH 水準仕様

「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱損失の防止に関する誘導基準及び1次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和4年国土交通省告示第1106号）」の「1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」

3.3 仕様基準に適合する建材・設備とはどのようなものですか

開口部、躯体（断熱）については、仕様基準に適合するものとしてや「子育てエコホーム支援事業」「こどもエコすまい支援事業」の型番リストで公開されている型番の建材が使用可能です。ただし、開口部にあっては省エネ基準地域区分に適合していること、躯体（断熱）にあっては厚さが使用基準に適合するように施工されることを確認する必要があります。また、その他カタログ等により使用基準への適合が確認できるものも使用可能です。

設備については、「子育てエコホーム支援事業」や「こどもエコすまい支援事業」の型番リストで公開されている型番の建材（節水型トイレは除く）、その他カタログ等により所定の要件への適合が確認できるものが使用可能です。

子育てエコホーム支援事業：<https://kosodate-ecohome.mlit.go.jp/>

こどもエコすまい支援事業：<https://jutaku-shoene2023.mlit.go.jp/manufacture/search/>